

発議第 1 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 26 日 提出

提出者

議会運営委員会

委員長 西 本 英 輔

提案理由要旨

災害や感染症のまん延防止の観点等から映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話ができる方法（オンラインによる方法）を活用した委員会の開催をできるよう、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市議会委員会条例の一部を改正する条例

朝来市議会委員会条例（平成17年朝来市条例第239号）の一部を次のように改正する。

なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 案	改 正 前
(招集) 第15条 (略) <u>(開催方法の特例)</u> <u>第15条の2 委員長は、次に掲げる場合において、適正かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話を行うことができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を利用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開くことができる。</u> <u>(1) 災害により、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> <u>(2) 感染症のまん延防止措置の観点から、委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合</u> <u>(3) 育児、介護、疾病その他のやむを得ない事由により委員会の開催場所への参集が困難な委員からオンライン委員会の開会の求めがある場合</u> <u>2 委員は、オンライン委員会へのオンライン会議システムによる出席（以下「オンライン出席」という。）を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u>	(招集) 第15条 (略)

3 前項の許可を得てオンライン出席をした委員は、委員会に出席したものと同みなして、この条例の規定を適用する。

4 オンライン委員会の開催方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第16条 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

2 前項の委員長又は委員が委員会にオンライン出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。ただし、オンライン委員会は、秘密会とすることができない。

2 (略)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席(オンライン出席を含む。)を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、朝来

(定足数)

第16条 (略)

(委員長及び委員の除斥)

第18条 (略)

(秘密会)

第20条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 (略)

(出席説明の要求)

第21条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第22条 委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号）、朝来

市議会会議規則（平成17年朝来市議会規則第1号。第31条において「会議規則」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させ、若しくはオンライン出席に係る映像及び音声の送受信を遮断することができる。

3 （略）
（公述人の決定）

第25条 （略）

2 （略）

3 公述人は、公聴会にオンライン出席をすることができる。
（公述人の発言）

第26条 （略）

2 （略）

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させ、若しくはオンライン出席に係る映像及び音声の送受信を遮断することができる。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条 （略）

2 前項ただし書の規定は、オンライン出席をする公述人には適用しない。

市議会会議規則（平成17年朝来市議会規則第1号）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 （略）
（公述人の決定）

第25条 （略）

2 （略）

（公述人の発言）

第26条 （略）

2 （略）

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第28条 （略）

(参考人)
第29条 (略)
2 (略)
3 参考人は、委員会にオンライン出席をすることができる。
4 (略)

(参考人)
第29条 (略)
2 (略)
3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。